

議案第102号

あいりん総合センター及び萩之茶屋第2住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について

あいりん総合センター及び萩之茶屋第2住宅解体撤去工事請負契約（令和7年5月27日議決）の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	令和7年5月27日議決における 契約金額
1,561,167,300円	1,147,410,000円

令和8年5月15日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

あいりん総合センター及び萩之茶屋第2住宅解体撤去工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

あいりん総合センター及び萩之茶屋第2住宅解体撤去工事請負契約締結  
について

あいりん総合センター及び萩之茶屋第2住宅解体撤去工事請負契約を次の要項により締結する。

- 1 工事概要
- (1) あいりん総合センター
    - 鉄筋コンクリート造地上13階地下1階建建物1棟
    - 建築面積 4,989.60平方メートル
    - 延床面積 23,267.40平方メートル
  - (2) 萩之茶屋第2住宅
    - 鉄筋コンクリート造7階建（一部6階建）建物1棟
    - 建築面積 1,568.24平方メートル
    - 延床面積 7,772.98平方メートル
    - 附帯工事 一式
- 2 契約の相手方 大阪市鶴見区横堤1丁目7番17号  
株式会社 名和商店
- 3 契約金額 1,147,410,000円
- 4 しゅん工期限 令和9年3月31日
- 5 工事場所 大阪市西成区萩之茶屋1丁目

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。